

〔 協議事項 〕

ウ 地域包括支援センターにおける「保健師に準ずる者」の取扱いについて

1 背景

地域包括支援センターにおいては、介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 1 号の規定により、高齢者人口に応じて、三職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）の配置が必須とされている。

なお、厚生労働省（以下、「国」という。）では、「三職種の確保が困難である等の事情により、この人員によりがたい場合には、これらに準ずる者を配置することができる」とされている。

本市においては、とりわけ保健師の確保が課題となっており、保健師に準ずる者の要件を具体的に示すことにより、地域包括支援センターの安定した職員確保を図るものである。

(1) 地域包括支援センターの職員配置状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

（単位：人）

センター名	高齢者人口 (R6.4.1現在)	三職種 配置定数	実数	保健師	社会福祉士	主任介護支援 専門員
平	26,248	17.5	16	4	10	2
小名浜	21,248	14.2	13	3	7	3
勿来	16,117	10.7	9.5	2	5.5	2
常磐	12,856	8.6	9.5	2	5.5	2
内郷	12,717	8.5	10	2	6	2
四倉	6,601	4.4	4.5	1.5	2	1
小川	2,855	1.9	3	1	1	1
局長			1		1	
合計	98,642	65.8 ≒66	66.5	15.5	38	13

(2) 配置すべき各専門職員の員数

介護保険法施行規則第140条の66第1号により以下のとおり規定されており、本市では、第1号被保険者4,500人毎に三職種（第1号被保険者1,500人毎に1人の専門職）を配置することを目安としている。

担当する区域における第1号被保険者の数	配置すべき員数		
	保健師	社会福祉士	主任介護支援専門員
おおむね3,000人以上6,000人未満	1	1	1
施行規則第140条の66第1号口に規定の緩和基準 おおむね2,000人以上3,000人未満 おおむね1,000人以上2,000人未満 おおむね1,000人未満	1	1	
	三職種のうち2人 （うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。） 三職種のうち1人または2人		

2 「保健師に準ずる者」について

「地域包括支援センターの設置運営について」(平成18年10月18日老計発第1018001号、最終改正平成30年5月10日)において、以下のとおり示されている。

保健師に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。なお、保健師に準ずる者については、平成31年度より、上記かつ、高齢者に関する公衆衛生（※）業務経験を1年以上有する者とする。

※「公衆衛生業務」について国から定義が示されておらず、定義については各市町村で規定して差し支えない旨の説明。（県高齢福祉課確認済）

3 いわき市における「保健師に準ずる者」の取扱い

地域包括支援センターにおける保健師の役割については、高齢者やその家族等から寄せられた様々な相談に対し、必要な情報提供や助言、支援機関の紹介・調整を行うことのほか、介護予防の視点を持ち、地域の高齢者の疾病予防・介護予防の意識を増進させ、介護支援専門員等の多職種と連携して自立支援をサポートすることが求められる。

そのため、本市においては、保健師に準ずる者について、「地域で暮らす高齢者の相談支援、健康づくりや介護予防、在宅医療等に関する以下の業務経験を1年以上有する看護師とする。」なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。

- ① 地域包括支援センターの業務
- ② 行政機関における、相談・支援等の業務
- ③ 指定居宅介護支援事業所又は指定介護予防支援事業所の業務
- ④ 訪問看護事業所等において、在宅医療・在宅サービスに関する業務
- ⑤ 医療機関や福祉施設において、地域とつながる業務